

令和7年度 佐賀県立白石高等学校 スクールバス運行業務委託仕様書

1 目的

平成30年度から校舎制を導入している佐賀県立白石高等学校において、生徒の安全確保及び負担軽減を図るため、合同行事、部活動等で校舎間を移動する際にスクールバスを運行する。

2 契約期間

令和7年（2025年）4月4日から令和8年（2026年）3月31日まで

3 運行区間

佐賀県立白石高等学校普通科キャンパス ～ 佐賀県立白石高等学校商業科キャンパス
※部活動終了後の便は大町駅を經由

4 運行車両 大型バス

5 運行形態 ワンマン運行

6 単価項目

- (1) 5時間以内の単価（出庫前及び帰庫後の点検時間、休憩並びに待機時間を含む。）
- (2) 5時間を超えた場合の時間単価
- (3) 走行距離単価（車庫（使用の本拠）と学校間の距離を含む。）

7 運行予定数量

運行回数 年間 221 回

超過時間 321 時間

走行距離 6,689.0 km

※ 詳細は、別添「令和7年度白石高校スクールバス運行計画表」及び「令和7年度白石高校スクールバス年間運行予定表（部活動）」のとおり。

※ 上記の超過時間及び走行距離には学校から事業所までの時間及び距離は含まれていない。

ただし、上記数量はあくまで予定であり、運行計画は学校教育活動や自然災害等により一部変更する場合がある。

また、当該業務に係る令和7年度予算の額に応じて運行回数に変更となる場合がある。

8 運行計画

学校は翌月の運行計画を前月25日までに受託者へ連絡する。

なお、運行計画の変更がある場合は速やかに受託者へ連絡する。

9 委託業務内容

(1) 運転手の配置等

- ア この業務に適した運転手を配置すること。
- イ 運転者に対しバスを安全で確実に運行するよう指導すること。

(2) 運転手の主な業務

- ア 法令を遵守し、バスを安全に運転すること。
- イ バスは定刻に発車すること。
- ウ 生徒の座席着席を確認後、発車すること。
- エ 生徒が乗降する際は、停車前に乗車口の扉を開かないこと。
- オ 生徒の降車後も安全確認後、乗車口を閉めること。

(3) 車両の管理

- ア 委託業務遂行に支障をきたさないように随時点検整備を行うこと。
- イ 整理整頓や適切な清掃を行い、清潔な状態を保つこと。

(4) 緊急時の対応並びに事故等の報告及び処理

- ア 自然災害等の緊急時には、委託者及び学校と協議の上、対応を決めること。
- イ 委託業務遂行時において事故等が発生した場合は、直ちに関係機関に緊急連絡するとともに学校責任者に連絡し、委託者の指示により受託者の責において処理するものとする。
- ウ バス故障時等においては代替バスを手配すること。

(5) 運行状況報告

毎月業務完了後、翌月 10 日までに完了報告書を提出すること。

10 自動車保険

運行車両は、対人賠償無制限、対物賠償 200 万円以上の任意保険に加入していること。

11 請求及び支払い

受託者は、当月分について翌月に学校へ請求書を提出し、学校は適正な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

請求及び支払金額は、契約単価に各月の運行回数、超過時間、走行距離を乗じた金額の合計額に消費税額及び地方消費税相当額に係る税率を乗じて得た金額（円未満切捨）を加算した額とする。

その他、請求及び支払いに係る詳細については、契約締結までに受託者と学校で協議し、決定するものとする。